

地域社会雇用創出協働事業 募集要項

1 趣旨

島根県では、厳しい雇用失業情勢に対応するため、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を原資として造成した「島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供するための事業を実施しています。

その事業の一つとして、社会的課題に取り組むNPO法人・住民グループ等が、失業者を雇い入れ、さらに県と協働することで互いの長所や強みを活かすことにより実施する、生活関連サービス分野の事業について、企画提案を募集します。

2 応募資格

島根県内のNPO法人・住民グループ（個人は対象外）であって、しまね社会貢献基金の登録団体であること。

3 募集する事業

企画提案を受ける事業は、提案者と県が協働し、「失業者を雇い入れ、社会的課題の解決を目的とした、地域再生・街づくり、環境・農林、介護・保育、教育・人材、起業支援、雇用支援等の生活関連サービス分野の事業」とし、次の「委託事業」の企画提案を募集します。

ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

- (1) テーマは自由です（上記の生活関連サービス分野の事業であれば、テーマは問いません）。
- (2) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (3) 事業の実施期間は、平成23年度です。

4 事業応募の条件

(1) 事業担当課との事前協議の実施

事業の円滑な実施のため、提案団体は、応募しようとする提案事業に関係する事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した事業内容により提案団体が応募してください。事前協議にあたり、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意形成を図るように留意してください。

(2) 募集事業の基本的な条件

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金の趣旨に適合しているもの
公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるもの
協働による事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上が期待できること
先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ地域振興に資するモデル性を有するもの
提案者自らが実施するもの
他の助成金の活用など既存の制度により対応することができないもの
宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと
特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと

5 事業の要件

(1) 企画の要件

次の全ての要件を満たす企画であること。

- 社会的課題の解決を目的とした、生活関連サービス分野の事業であること
- 事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費が2分の1以上であること
- 自ら企画した新たな事業であり、公共性・公益性のある事業であること
- 建設・土木事業でないこと

(2) 新規に雇用する労働者に関する要件

委託事業を実施するのに必要な労働者として、失業者を以下の条件で雇用すること。

労働者の募集

新規に雇用する労働者の募集にあたっては、ハローワークへの求人申込等により募集の公開を図るものであること。

労働者の労働期間

新規に雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。
ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

失業者であることの確認

労働者を新規に雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

なお、その確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によるものとする。

その他

新規雇用した労働者と雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入するものとする。

6 対象となる金額、経費及び経理

(1) 1事業あたりの委託料上限額は400万円とします。

(2) 対象となる経費

人件費

- 賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担等

その他の経費

- 報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のレンタル・リース料を含む）等

(3) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準とすることとします。

(4) 対象経費は他の経費と明確に区分して経理することとします。

(5) 委託業務に要した経費は領収書等で確認できることとし、また、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこととします。

(6) 委託業務を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとします。

(7) 事業終了後、委託費に残額が生じた場合、又は委託費により発生した収入があるときは、委託元(県)に返還をすることとします。

7 募集期間

平成23年3月10日(木)～4月15日(金)(必着)

持参(土日、祝日を除く、午前8時半から午後5時まで)又は郵送してください。

8 応募方法

(1) 応募書類

「企画提案書」(様式第1号)(様式:下記ホームページからダウンロード)及び添付書類を、島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室に提出してください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/np/>

(2) 応募先 下記17の「問い合わせ先・書類提出先」

9 審査

(1) 事業提案の企画について、NPO活動推進室から電話等で内容の確認をさせていただきます。必要に応じ提案の内容について、ヒアリングを行います。

(2) 選考は、民間の委員を主体にした審査会(5月中旬を予定)により行います。審査会は公開とし、企画内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

10 採択・決定

(1) 事業採択は、審査会で決定します。

なお、採択事業数は6件以内を予定しています。

(2) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。

(3) 委託額については、審査会の後に経費の内容等を精査のうえ決定します。

11 事業の実施

実施に当たっては、事業担当課、NPO活動推進室、関係の地方機関等及び市町村等関係機関と緊密に連携をとりながら実施していただきます。

12 事業実施後の事業評価

事業実施後は、事業実施団体と県の事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価や意見交換等の検証作業を実施するとともに、成果報告書を作成していただきます。

また、検証会等で事業の事例発表を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

13 情報公開

採択された事業の内容については、その概要を県ホームページ等により広く公表します。

14 契約

(1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査会で選定した委託契約候補者と島根県が随意契約を行います。

なお、委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び県の会計規則をはじめとする諸規定が適用されます。

(2) 契約金額

島根県は、委託契約候補者から改めて見積書を徴取し予定価格の範囲内において決定します。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付していただきます。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除します。

(4) その他契約条項

委託契約候補者との協議事項とします。

15 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。

(3) 事実と反する提案や提案に関する不正行為があったとき。

(4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

16 その他

(1) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を下記17の「問い合わせ先・書類提出先」まで申し出てください。

(2) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、地域社会雇用創出協働事業（企画提案型事業）募集要項の記載内容に同意したものとします。

(3) 提出書類の作成及び提出等に要する費用は参加者の負担とします。

(4) 委託業務の受託者に選定され、県と委託契約を締結した者は、委託業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務完了後5年間は保管するものとします。

総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類

労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類

(5) 本委託事業は、厚生労働省からの交付金を活用したものであり、委託実施に関し必要があるときは関係書類及び資料を求め、又は監査を行います。

17 問い合わせ先・書類提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室

TEL：0852-22-5096 FAX：0852-22-5636

E-mail：npo@pref.shimane.lg.jp

(様式第1号)

整理番号	
------	--

◎添付書類を含め、A4サイズで
片面で統一してください。

地域社会雇用創出協働事業（企画提案型事業）企画提案書

平成23年 月 日

島根県知事 様

1. 提案団体

団体の名称			
代表者	(職名)	(氏名)	印
団体の所在地	〒		
設立年月日		構成員数	
電話番号		FAX番号	
E-mailアドレス			
担当者	〒		
担当者連絡先 (必ず記載してください。)	電話番号：	FAX番号：	
	E-mailアドレス：		

- 添付書類
- 1. 団体の定款、規約・会則等
 - 2. 団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
 - 3. 団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料【新聞記事、会報等。A4サイズに統一し、5枚以内としてください。】
 - 4. 上記書類については、日本財団コミュニティサイトの団体情報で確認できる場合は、省略することができます。

2. 事業の概要

事業の名称			
事業内容	別添「 事業提案企画書（様式第2号） 」のとおり		
収支計画	別添「 事業提案収支計画書（様式第3号） 」のとおり		
事業期間	平成23年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
事業費	事業費総額	円	
	(うち新規に雇用する失業者の person 費)	円)	
労働者の人数	事業に従事する労働者の総数	人	
	(うち新規に雇用する失業者の person 数)	人)	

※ 応募内容について照会させていただく場合がありますので、提出書類は、必ず写しを保管しておいてください。

(様式第2号)

地域社会雇用創出協働事業（企画提案型事業） 事業提案企画書

団体の名称	
事業の名称	

1 提案事業の目的	<p>①この提案事業で解決しようとする社会的課題は何ですか。</p> <p>②その社会的課題をどのようにして解決するのですか。</p> <p>③上記の目的・効果以外に想定する効果は何ですか。</p>
--------------	---

**2
提案事業の概要**

※事業を構成する個別の事業項目・内容を記載してください。(複数ページにまたがっても差し支えありませんので、わかりやすく記載してください。)

●実施スケジュール（準備作業、県との協議の予定等も記載してください。）

23年4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
24年1月	
2月	
3月	

<p>3 提案事業における協働の内容等</p>	<p>①協働により高められる相乗効果は、どんな点にあると考えていますか。</p> <p>②貴団体と県（事業担当課）は、どのような連携・役割分担を行って事業を協働で実践しますか。協働で行う連携や役割分担について具体的に記載してください。</p> <p>③事業実施にあたって、市町村や実施地域とはどのような連携等を行いますか。県以外の協力団体・市町村等関係機関についてもその役割等があれば記載してください。</p>
<p>4 提案事業の先進性・実効性</p>	<p>①提案事業のアピールポイント（創意・工夫された点等）は何ですか。</p> <p>②実施上の懸案事項はありますか。またその解決方策は考えていますか。</p>

地域社会雇用創出協働事業（企画提案型事業）収支予算書

1. 収入

区 分	内 訳	見積額（円）	積算根拠（数量、単価等）
県委託費			
合 計		円	

2. 支出

区 分	内 訳	見積額（円）	積算根拠（数量、単価等）
人 件 費	新規雇用する失業者分		
	賃金		
	諸手当		
	社会保険料(事業主負担分)		
	その他		
	その他人件費分（事業に従事する 新規雇用する失業者以外の者）		
	賃金		
	諸手当		
	社会保険料(事業主負担分)		
	その他		
小 計 (うち失業者分)		円 (円)	
その他の経費 (人件費以外)			
小 計		円	
消費税及び地方消費税額		円	
合 計		円	

※「内訳」欄は、報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリースも含む）等、どのような経費が必要なのかわかりやすく記載してください。